

長短兩針のもの、短針は時を指して、一晝夜二周長針は分を指して、晝夜二十四周なり、即長針一周して短針一時を指す。百四十周なり、即此針一周して指分針一分を移す、分長短兩針を用て俗時を測るの法、假令ば、四月の節、晝短針四時の後に在り、長針十五分にあれば、表面四月節の段、四時十五分の下に當る時を檢するに、八ツ七分一釐なり、即四月節四時十五分の俗時なり、長針十五分ごとの間に在るもの、表面、西洋の一刻、即十五分毎の數なる。假令ば、二月の節、晝短針三時の後にあり、長針四十分にあれば、表面二月節の段、三時三十分と四時五十分との間ににして、三分之二に當れり、三十分は八ツ六分六釐、四十五分は八ツ七分八釐なり、其差一分二釐の三分の二は八釐に當る。これをもて八ツ六分六釐に加へて、八ツ七分四釐を得、即二月節三時四十分の俗時なり、餘はこれに倣へ。

〔觸留三十一〕戌二年文久四月七日、向方より、

町奉行衆

明八日、對馬守殿御宅江、佛國ミニストル、西洋第八字時參上いたし候旨、昨六日及御達候處、西洋第一字時御宅江參上いたし候旨申立候間、此段御達ニおよび候。

四月七日

外國奉行

〔憲法類編二十一〕太陰曆ヲ太陽曆ニ改ラル、事

今般太陰曆ヲ廢シ、太陽曆御頒行相成候ニ付、來ル十二月三日ヲ以テ、明治六年一月一日ト被定候事。○中略

一時刻之儀、是迄晝夜長短ニ隨ヒ、十二時ニ相分チ候處、今後改テ時辰儀時刻晝夜平分二十四時ニ定メ、子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ニ分チ、午前幾時ト稱シ、午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ、午後幾時ト稱候事、